

品川区生涯学習ボランティア保険取扱要綱

制定 平成21年4月1日区長決定

要綱第274号

改正 平成22年4月1日部長決定

要綱第53号

改正 平成27年2月9日部長決定

要綱第41号

(目的)

第1条 この要綱は、生涯学習ボランティアが活動中に発生した事故に対処するため、損害賠償責任補償および傷害補償制度に係わる必要な事項を定め、もって地域における生涯学習活動の振興に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 生涯学習ボランティア

第3条に規定する対象活動において、直接または間接的に指導・助言等を行う育成者をいう。

(2) 損害賠償責任補償

生涯学習ボランティアが活動中に、参加者やその他の第三者の生命・身体または財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に適用される補償制度をいう。

(3) 傷害補償

生涯学習ボランティアが活動中に、急激かつ偶然な外来の事故により負傷や死亡した場合等に適用される補償制度をいう。

(対象の活動)

第3条 この要綱に定める対象の活動は、次の各号の一つに該当するものとする。

(1) 品川区教育委員会の社会教育関係登録団体（少年少女団体）に登録し、青少年の健全育成を目的とする活動

(2) 品川区日曜サークルスタッフに登録し、心身障害者(児)の自立を支援する活動

(3) 品川区学校支援ボランティアに登録し、区立小・中学校で行っている教育活動に協力する活動

(4) 品川区生涯学習推進員に登録し、区主催事業の運営に関わる活動

(5) 品川区一芸ボランティアに登録し、地域の生涯学習活動等を支援する活動

(6) 前5号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた活動

(保険の種類)

第4条 保険の種類は、ボランティア活動保険とし、補償内容は別に定める品川区生涯学習ボランティア保険取扱要綱細目の規定によるものとする。

(保険期間)

第5条 保険の期間は、毎年5月1日から翌年5月1日までの1年間とする。

(保険料の負担)

第6条 保険料は、品川区の負担とする。

(保険加入の手続き)

第7条 保険の加入を希望する生涯学習ボランティアは、別に定める「生涯学習ボランティア保険加入申込書（第1号様式）」を区長に提出するものとする。

(保険加入の契約)

第8条 生涯学習ボランティアを被保険者とし、品川区が一括して保険会社と加入契約する。

(事故の報告)

第9条 活動中に事故が発生した場合、生涯学習ボランティアは速やかに区長に報告するとともに、別に保険会社が指定する「事故通知書等」を提出しなければならない。

(保険金の支払)

第10条 保険金は、保険会社から直接被保険者に支払うものとする。

(変更届)

第11条 加入申込み後、団体名もしくは代表者等に変更が生じた場合は、「団体名・代表者等変更届」を区長に提出するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めることのほか、必要な事項は文化スポーツ振興部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の日の前に、品川区生涯学習ボランティア保険取扱要綱の規定により品川区教育委員会に対して行われた申請その他の行為または品川区教育委員会が行った承認その他の行為は、この要綱に基づき区長に対して行われた申請その他の行為または区長が行った承認その他の行為とみなす。
- 3 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。
- 4 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。